

「滋賀県子ども基本条例案要綱」に対して提出された意見・情報と
それらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果等について

令和6年11月21日(木)から令和6年12月20日(金)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県子ども基本条例案要綱」について意見・情報の募集および市町等に意見照会を行った結果、合計 102 件の意見・情報が寄せられました。これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。なお、取りまとめに当たり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約しています。

2 提出された御意見の内訳（件数）

項目	県民	市町
第1 制定の理由	15	
第2 概要		
1 目的		
2 定義	8	
3 基本理念	10	
4 県の責務	5	
5 保護者の責務	2	1
6 学校等の責務	7	
7 事業者の責務		1
8 県民の責務		
9 子どもの意見の尊重	20	
10 子どもの社会的活動への参画の促進	2	
11 子どもの権利の侵害に関する相談		
12 調査および調整の申立て		
13 調査等	4	
14 報告等		
15 滋賀県子どもの権利委員会	1	
16 委員会の組織等	1	
17 県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成	2	
18 子どもの権利が守られる社会づくりの推進に関する相談	1	
19 基本計画の策定		
20 施策の実施状況の公表		
21 滋賀県子ども若者審議会		
22 審議会の組織等		
23 推進体制の整備		
24 財政上の措置		
25 規則への委任		
26 罰則	1	
27 その他		
その他条例案要綱に関連する意見・情報	20	1

合計 102 件

3 提出された意見とそれらに対する県の考え方について

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
条例案要綱に対する意見・情報				
第1 制定の理由				
1	1	1段落目	子どもも個人として尊重され、かけがえのない存在であることが冒頭に謳われている点は大変大切であり、この点がぶれないようにしていただきたい。	条例の特色として周知に努めてまいります。
2	1	1段落目	子どもを個人として、そのまま尊重される、かけがえのない存在としているのは、とてもいい規定である。	条例の特色として周知に努めてまいります。
3	1	1段落目	子どもを個人として、そのまま尊重されるという意味の中には、「男らしさ」「女らしさ」などの偏見を受けないこと、国籍、多様な個性や障がいがあること、病気であることなどで差別されない、ということの意味として含んでいると思います。是非、子ども版(分かりやすい版)、啓発においては、そのようなことが伝わるようにして欲しいと思います。	条例制定後は子ども向けのパンフレットの作成を予定していますので、いただいた御意見を参考に、わかりやすいものとなるよう検討します。
4	1	1段落目	1行目の「子どもは、個人として尊重され、一人ひとりが様々な個性や能力を持ったかけがえのない存在です」は、「子どもは、個人として尊重され、その基本的な権利が保障されるべき存在であり、差別的取り扱いを受けることがないようにしなければいけません。」という子ども基本法第3条にある表記に変えてもらいたいです。子どもをかけがえのない存在であると宣言することも悪くはないが、「子どもだから」と人権が軽んじられてきたこれまでの価値観を変えるという意味で基本的な権利、差別的取り扱いなどを禁止する表記にすることで、県の強い意志が伝わると思います。	「第1 提案の理由」における1行目から3行目については、一人一人主体としての子ども、社会の一員としての子ども、未来の希望としての子どもという子どものことを考えるに当たって大切に3つの視点を示したものであり、御意見をいただきましたことも基本法第3条にある表記については、「第2 概要」の3(1)に基本理念として規定することから、原案のとおりとします。
5	1	2段落目	子どもの意見は、あらゆる場所で尊重されなければならない、という県の姿勢は、とても大事なことだと思う。	条例の特色として周知に努めてまいります。
6	1	4段落目	7行目「児童の権利に関する条約」を「子どもの権利条約」に。児童のみを対象にしているように読めるため。また、子どもにもわかりやすく表記するために。国でも、表記に関する議論が有識者間で行われ、「こども大綱」は「子どもの権利条約」が採用されたと認識しています。	国においても、こども基本法や児童福祉法などの法律では「児童の権利に関する条約」と正式名称で規定されていることを踏まえ、原案のとおりとします。なお、条例制定後に作成するパンフレットなどにおいては、子どもにわかりやすい表現や説明となるよう検討します。
7	1	4段落目	9行目「～を原則としており、子どもの権利が守られる社会を実現することが求められています。」そのため、子どもと大人には、子どもの権利について学び、考え、行動することが期待されています。」を「そのため、子どもと大人には」を削除して一文にしてください。まとめると、「～を原則としており、社会全体として、子どもの権利について学び、考え、行動することが求められています。」となります。子どもの権利への理解が社会で十分にすすめられてこなかった要因は、国や行政にあるのだから、「子どもや大人」に期待されると表記されることに違和感を持ちます。	条例案の答申を検討した条例検討部会においては、子どもおよび大人が子どもの権利への理解を深める重要性について多く意見をいただいております。また、こども家庭庁による調査においても児童の権利に関する条約の認知度が子ども・大人ともに低い現状を踏まえ、「子どもと大人には、」と表現していることから、原案のとおりとします。
8	1	4段落目	児童の権利に関する条約は、子どもの権利を「保障する」または、子どもの「権利が実現される」ことを締結国に求めています。条例案では、全体として、「子どもの権利が守られる」社会と書かれています。これでは子どもの権利が法的に保障されていないのではないかという懸念があります。	「子どもの権利が守られる社会づくり」の主体は国や県のみではなく、県民や事業者を含むものなので、「保障する(保障される)」よりも「守る(守られる)」という表現を使用しています。また、御意見のとおり、子どもの理解や子どもへの説明にも「守る(守られる)」という表現がよいと考えます。これらのことから、原案のとおりとします。
9	1	4段落目	「第1」の9行目、「第2 1」の1行目をはじめ、条例全体に「子どもの権利が守られる」との記載があるが、「子どもの権利が保障される」との表現に改めるべきである。なお、「第2 3(1)」の第3条関係においては、「全ての子どもは、個人として尊重され、その基本的な権利が保障される存在である」と正確に記載されている。子どもの権利について「守られる」という表現は、子どもを主體的に捉えていない印象を受ける。要綱第1の第4段落目に、「児童の権利に関する条約は…子どもの権利が守られる社会を実現することが求められています。」との記載があるが、子どもの権利条約は、子どもは「おとなに守られる存在」という考え方から、「権利の主体」だという考え方に大きく転換させた条約である。「子ども」も人として尊重される存在であり、人権の享有主体であることを明示するために、人権が「保障される」と表現すべきである。なお、小学生以下の子どもへの説明版としては、権利が「守られる」という表現に言い換えることは理解のためにあり得ると考える。	
10	1	5段落目	子どもと大人は、子どもの権利について学び、考え、行動することが期待されていると書かれています。そうだとすると、子どもが、子どもの権利について学ぶ機会を、子どもに関わる仕事(育児、子どもの医療、小中高教育、スポーツや塾など)をしている人が、子どもの権利について基本的なことを学べるような研修を提供するように検討してください。	条例制定後はパンフレットの作成や出前講座の実施などの取組の実施を予定していますので、いただいた御意見を参考に、条例や子どもの権利の幅広い周知に努めます。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
11	1	7段落目	14行目「子どもの持つ大いなる可能性が限りなく広がるように」を削除してください。「大いなる可能性」とは誰がどう判断するのか、またできるのかという問題を含んでいると考えます。そのような理由から、そのような表記は避けるべきと考えます。子ども基本条約や子ども基本法に沿った表記にしている方がいいのではないかと思います。この文言を削除しても意味は伝わるのではないのでしょうか。	子どもは、一人ひとりが個性を持った主体、社会の大切な構成員および未来への希望として、子どもの周りの大人が「子どもの持つ大いなる可能性が限りなく広がるように」という願いを持つことが大切だと認識していることから、原案のとおりとします。
12	1	7段落目	「子育てを支援する団体」という大人（親）視点の表現を、「子どもの権利の実現を支援する団体」としてください。「子どもの権利を支援する」には子育て支援を含みますが、「子どもが自ら学ぶこと」を支援することや、居場所支援、子どもの早期妊娠を避ける活動、子どもを虐待から守る活動など、子どもの権利が守られる社会の実現のために意義のある活動が含まれないと理解される可能性があります。	いただいた御意見のとおり、学校等には含まれない子どもを支援する団体も考えられるため、以下のとおり修正することとします。(3(7)、4(2)、18について同じ) 【修正前】 子育てを支援する団体 【修正後】 子どもや子育てを支援する団体
13	1	8段落目	前文で「滋賀のすべての子どもたち」とあるが、外国にルーツのある子ども、とりわけ朝鮮学校やブラジル人学校に通う子ども、公立の小・中学校に通えない子どもの支援、高校に進学していない18歳未満の子どもに対する把握など現状では「滋賀のすべての子どもたち」に含まれていない事案が山積している。これらの子どもたちが前文で挙げられている「自分らしく、健やかに、安心して育ち、子どもと子どもを取り巻くすべての人が笑顔で幸せに暮らすことができる」ために県としてはどのように方針を立てていくのが具体案を考えてほしい。	条例案の答申を検討した条例検討部会においても、障害のある子どもや外国につながる子供を持つ子どもなどへの配慮について御意見をいただいております。「障害のある子ども、外国につながる子供を持つ子ども、いじめ、虐待、貧困等といった困難な状況に置かれた子どもなど様々な子どもがいる」ということを条例の前文に盛り込むこととしております。
14	1	—	概要のポンチ絵には、「障害のある子ども、外国につながる子供を持つ子ども、いじめ、虐待、貧困といった困難な状況に置かれた子どもなど様々な子どもの存在」が書いてあるのですが、要綱の第1制定理由には、さまざまな困難な状況に置かれた子どもについての表記がありません。複合的な背景によって被差別状況にある子どもについては、積極的改善措置が必要なので、そういう意味でもなんらかの言及が必要ではないでしょうか。	
15	1	—	「子ども基本条例(案)」はそれ以前に、「子ども基本条例」があったと読めますが、従来あった条例を廃止して、新たに条例を作ることになった理由(必要性)と、従来の条例の「何が問題」であったかを明らかにすることが必要ではないか？	平成18年3月に「滋賀県子ども条例」を制定したところですが、現行条例には盛り込まれていない子どもの権利を明示することや、子どもの意見を尊重し、意見を聞く際の留意事項を示すこと、また、滋賀県子どもの権利委員会の設置などを規定し、「子どものために、子どもとともにつくる県政」の実現のため、子どもの権利を守ると強い決意を新たな条例として示すものです。
第2 概要				
1 目的				
2 定義				
16	1	2	18歳で選挙権があるのに、子どもの年齢制限を設けないのは、現状の法律と整合性がとれていない。	子どもの定義は、こども基本法と同様に「心身の発達の過程にある者」とすることを考えています。これは、基本的には18歳未満の者を念頭に置いていますが、18歳や20歳といった特定の年齢に必要な支援が途切れないよう、子どもがそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らし続けるよう支えていくことを示しています。 なお、滋賀県以外に住所があるが学業や仕事で滋賀県に通っている子どもへの本条例の適用の有無については、いわゆる属地主義の原則のとおり、滋賀県の区域内であれば、県民であるか否かを問わず、効力を及ぼします。
17	1	2	ここで言う『子ども』は18歳以下が対象なのか。定義を設ける必要があると思う。	
18	1	2	「子ども」は、18歳未満としないでください。条例案や解説になるかも知れませんが、高校(通信制、定時制や単位制を含む)、高等専門学校などに通っている方が含まれるような関係性による定義としてください。 (理由)18歳未満では、高校3年生が保護されません。現在、18歳以上で支援がない、とされる社会的養護出身の方、障がいのある方、病気のある方がいます。また、通信制、単位制、定時制の高校では、18歳以上の人も通っています。様々な事情のある方に教育の機会を提供しており、権利を擁護するため、柔軟な定義にしてください。	
19	1	2	「子ども」は18歳までとされることが多いと思いますが、この条例においては少なくとも20歳まで、さらにもう少し伸ばしていただきたいのです。多くの法律などが、子どもとおとなの境目を18歳とされているのが現状と思いますが、18歳の多くは高校3年生。さらに、それよりもゆっくりおとなを目指す子どもも多くたくさんいます。そのゆっくりな歩みの子どもたちのためにこそ、子ども条例は必要と思っています。子どものあゆみを待てる、余裕のある社会になって欲しいと切に願います。	
20	1	2	「子ども」の定義がないことが条例適用において問題を生じる。本条例の適用の有無を明確にするため、本条例が適用される「子ども」のおおよその年齢(こども基本法の「こども」の定義を参照)、滋賀県以外に住所があるが学業や仕事で滋賀県に通っている子どもへの本条例の適用の有無を定めるべきである。	

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
21	1	2	県の子ども施策とは、どのようなことを差すのですか。例えば、市町の権限である保育、教育、医療、福祉は、県の施策には入らないのですか？ もし、入らないものがあれば、ここに書いている県の施策だけでは、子どもの権利が守られる社会にならないのではないですか？	この条例において「子ども施策」とは、子どもの権利が守られる社会づくりのために必要な子どもに関する施策およびこれと一体的に講ずべき施策と定義することとしております。 「第2 概要」4(2)県の責務のとおり、関係者との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携し、および協力して子ども施策を策定・実施してまいります。
22	1	2	学校等について、市町立小中学校に関しては、教育委員会の意思決定による影響も多々あると思うので、この学校等に学校設置者を含めることを明記してください。	学校等の責務として規定されている内容は、いずれも主として現場に求める内容でもあるため、学校等の定義は、現行条例と同様に、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設とします。
23	1	2	「学校等」には、様々な育児サービス、小中高等学校、養護学校、大学や専門学校、子ども向けのサービス(スポーツクラブ、塾、単位制サポート校、習い事、そして、個人や団体を問わない)を含むかどうか、検討してください。少なくとも、①公的資金が提供される場合、公的サービスの代替サービス(NPOや株式会社による教育サービス提供)、③公的施設で行われる活動(公共の体育館、建物)を含むべきだと思います。 (理由)子どもの権利が、塾や、スポーツの場面で侵害されている事例があり、刑事事件にもなっています。補助金ルール、代替サービス、公的施設においては、責務を負わせる合理性があると考えます。	
3 基本理念				
24	1	3	(1)～(7)「子どもの権利が守られる社会づくりは」で始まっているが、「全ての子どもは」から始まって理解できると思っています。ある方がかえってわかりにくく感じるため、「子どもの権利が守られる社会づくりは」を削除してください。1目的に、「子どもの権利が守られる社会づくりに関し、基本理念を定め」と書いているため、同じ文言を繰り返し書く必要はないと考えます。	子どもの権利が守られる社会づくりに関する基本理念であることを明確にするため、また、文末の「推進されなければならない」の対象を明確にするため、原案のとおりとします。
25	2	3(2)	生活の保障には、子どもの貧困への対策が含まれていると思いますが、分かりにくいと思います。子どもの貧困対策は、子ども施策として最も重要なことの一つであり、欧米では、子ども施策の最優先事項です。子どもの貧困対策に県が取り組むことを、明記して欲しいと思います。	子ども施策の具体的な方針については、基本計画で定めることとしております。なお、現在検討中の次期「淡海子ども・若者プラン」において、子どもの貧困対策についても盛り込んでおります。
26	2	3(3)	「自己に直接関係するすべての事項」に関して意見を表明するためには、自己に関係するすべての事項の情報が必要になる。ただし子どもにとって知ることと精神的なショックを受ける事項があればそれは知らない方が子どもの健全な育成につながる場合がある。今まで周囲の大人が伝えることのメリットデメリットを考えて情報の取捨選択をしていたと考えられるが、その点についてどのように解釈、理解しているのか。また子どもが表明した意見の責任はどこにあるのか。表明できるだけであれば、意見を言っても無駄だという無力感を植え付ける。	「第2 概要」の9(2)アにおいて、子どもから意見を聴く場合の留意事項として、意見を表明するために提供される情報は、子どもにとって十分で、かつわかりやすいものであることを示しております。 また、子どもの表明した意見については、「第2 概要」3(4)および9(1)のとおり、子どもの年齢および一人ひとりの発達段階に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう社会全体で努めてまいります。
27	2	3(3)	全ての子どもは、「自己に直接関係する全ての事項」に関して意見を表明する権利を有するとの記載があるが、「自己に影響を与えるすべての事項」に関して意見を表明する権利が保障されるべきである。(要綱第2、3(3)) (第6条(2)も同様)「直接」という限定を付して権利を狭めるべきではない。なお、9条(2)では、「子どもに影響を及ぼす事項」とされており、これに用語を統一すべきである。	「第2 概要」の3(3)における、「自己に直接関係する全ての事項」は、こども基本法第3条第3号の規定を踏まえたものであり、児童の権利に関する条約第12条にある子どもの意見表明権と同様の内容を指すものであることから、原案のとおりとします。
28	2	3(4)	「発達の段階に応じて」という文言。発達段階＝子どもの理解能力ではない。教員でも障害や子どもの状態を理解しきれない現状があるのに、専門的な発達の知識がない方がどのように判断するのか。まだ幼いからと意見を軽んじる、またはしっかりしているからと責任を押し付ける要因にならないか。	「子どもの年齢および発達の段階に応じて」とは、子ども一人ひとりの状況や成長過程が異なるということを前提にしなければならないことを意味するものとして、児童の権利に関する条約の「成熟度に従って」やこども基本法の「発達の程度に応じて」という用語を踏まえて規定しようとするものであり、原案のとおりとします。
29	2	3(4)	基本理念において、「その年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて、その意見が尊重され…」とあるが、発達段階というのは個々の子どもによって個人差がある。例えば、養護学校に通学している子どもたちの中には年齢とそれに付随する「一般的な発達段階」というものに差がある子どもが多くいる。実年齢が16歳以上であっても発達段階が10歳程度とされているならば、たとえ意見を表明しようとも「発達段階に応じて」と銘打ってしまうことでその子どもの本当の願いや思いは無視されてしまうのではないかと懸念する。特に障がいのある子どもは、自分の希望や意見を言っても、指導者や関係者が主導で判断されてしまうケースが多い。発達段階という概念がそうさせているように感じる。	

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
30	2	3(5)	「自由に気持ちを伝え」は、「自由に意見や気持ちを伝え」の間違いだと思えます。 (理由) 子どもの権利を守るためには、例えば「嫌だ」という言葉には、単に嫌がっているという不快な気持ちへの配慮を求めているだけではなく、「拒否する」という意見を含んでいると思います。そのときに、意見を無視されては困ります。	いただいた御意見のとおり「意見」には言語化された意見のみならず、非言語(身振り等)で表現される意見も含むと解しますが、ここでいう「自由に気持ちを伝え」とは、口には出しづらい気持ちも自由に伝えることができるという、信頼できる人・居場所を見つけることと併せて心理的安全性が確保されている状況を示したものですので、原案のとおりとします。 なお、条例が制定された後は県民の皆さんに趣旨を理解いただけるよう周知に努めてまいります。
31	2	3(5)	「自由に気持ちを伝え」とあるが(要綱第2、3(5))、他の箇所は、「意見」となっている。「views」には意見も気持ちも含まれることから、本条例では、「意見」の中に「気持ち」も含まれる旨を明示した上で、用語の統一を図るよう検討されたい。	
32	2	3(5)	基本理念の(5)の信頼できる人や居場所をみつけれられる支援というのは、不登校支援、居場所作りなどが考えられると思いますが、滋賀県では、居場所への経済的支援をしていないと思うのですが、これから検討されるのですか？	子ども施策の具体的な方針については、基本計画で定めることとしております。なお、現在検討中の次期「淡海子ども・若者プラン」において、居場所づくりや不登校についても盛り込んでおります。
33	2	3	基本理念の(1)～(7)にのっとった子ども施策として、具体的に(1)は何々、というように、どのようなことを考えているのですか。	子ども施策の具体的な方針については、基本計画で定めることとしております。なお、現在検討中の次期「淡海子ども・若者プラン」は、本条例に基づく基本計画として位置付け、本条例の目的・基本理念に沿った子ども施策を推進してまいります。
4 県の責務				
34	2	4	・県の医療、福祉、教育サービスの提供にあたって、子どもの権利を侵害してはならないこと、子どもの権利を実現する責務を定めてください。このため、子ども施策の策定と実施は別に定めるべきだと考えます。 (理由) 県や県が支出している独立法人が管理している病院、施設、学校において、子どもの権利が侵害されることはあってはならないと思います。また、県がコントロールできる病院、施設、学校は、子どもの権利を実現する(守る)べきです。これは、施策の策定と異なり、子どもの権利に直接関係のあることなので、別に定める必要があります。	子ども施策には、子どもに関する施策およびこれと一体的に講ずべき施策として、いただいた御意見の施策は含まれ、また、県の責務として、基本理念にのっとり、子どもの権利を守ることを旨として子ども施策を総合的に策定実施することとしていることから、原案のとおりとします。
35	2	4	・県の責務として、市町の子ども施策についても、3の基本理念の実現を支援する責務を定めるべきである。 (理由) 乳幼児施策、医療、福祉、教育施策は、ほぼ市町で行われています。そのため、子どもの権利の保障のためには、この条例の沿った施策が、市町で実施することが必要です。これを現するためには、県としてこれを支援することが必要だと思います。	県の責務として、市町との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携し、および協力することとし、現在検討中の次期「淡海子ども・若者プラン」において、市町と連携・協力していく具体的内容や必要な支援についても盛り込んでおります。
36	2	4	・子どもを支援する団体への支援、活動の促進に努めることを定めてください。 (理由) 不登校支援、ヤングケアラー支援、貧困家庭の子どもを支える支援、学習支援、障がいをもつ児童に寄りそう支援、外国にルーツを持つ子どもへの支援、ひとり親家庭への支援、食糧支援など多くの団体が、子どもの権利を保障し、実現するために活動しています。審議会においても、子どもを支援する団体への支援や、その声を子どもの声の代弁として聞いてほしい、という当事者からの意見がありました。これらの団体の多くは非営利やボランティアで行われています。これらの団体の活動は子どもの権利が守られる社会づくりに必要なものです。「連携と協力」だけではなく、支援、促進することが必要と考えます。	県の責務として、子育てを支援する団体との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携し、および協力することとし、子どもを支援する団体の支援等の子ども施策の方針については、現在検討中の次期「淡海子ども・若者プラン」に盛り込んでおります。
37	2	4	県は、「子育てを支援する団体」の活動を支援することが重要であることから、この点を明確にすべきである。	
38	2	4	・県の責務として、子どもの権利の保障(守られる)のために必要な施策を行うこと、予算や助成をおこなうことなどを国に提言する等を規定することを検討してください。 (理由) 子どもの権利の保障を実現、促進していくためには公金が必要です。また、法律や行政の運用によって、その権利の実現が制限されている場合もあります。そのようなときに、県は、自らでできないときは、市町や民間と連携、協力することと同様に、国と連携、協力し、要請していくことが必要になります。子どもの権利の実現に、県という制約を作ることなく、日本全体で連携、協力できるような規定が必要だと思います。なお、他県との連携も必要かもしれません。	県として、これまでから本県の課題や取組状況を踏まえた政策提案・要望を行っているところであり、引き続き国とも連携を図りながら子ども施策を推進してまいります。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
5 保護者の責務				
39	2	5	「子どもを育まなければならない」というのは、それができない状態にある親や保護者が、失格であるというようなメッセージを含んでしまいます。収入が少ないために、子どもに十分なことをしてやれていないと思っている親、疾病のために子どもと一緒に過ごすことができない親、様々な事情で子どもと一緒に暮らすことができない親、子どもの成績が伸びないことに悩んでいる親など、様々な親がいることに、留意してほしいと思います。 この規定を維持するのであれば、県の責務として、「保護者が十分に子どもを育むための支援をする責務を負う」ことを定め、子どもの育ちに悩む親に、自己責任を押し付けられないような条例にして欲しい。	保護者が果たす役割は、子どもの成長にとって不可欠であり、本規定は、児童の権利条約や子ども基本法、児童福祉法等で定めのある、保護者は子どもを健やかに育成することについての第一義的責任を有することを踏まえた規定であり、原案のとおりとします。 なお、児童福祉法第2条第3項において、県は、子どもの保護者とともに、子どもを心身ともに健やかに育成する責任を負っているものであり、基本計画において、保護者への支援についても定めることとしております。
40	2	5	子どもを「育まなければならない」との記載を改め「大切にしなければならない」とすることを検討されたい。 (理由)表現については、必ずしも児童福祉法等にあわせる必要はない。「育む」という表現は、行動を求めるものであるが、行動したくてもできない保護者もいるのであり、そのような保護者を否定的にみることがないように、主観的な要素を含むソフトな表現とすべきと考える。	
41	2	5	保護者の責務が漠然としている。 子どもの権利条約の子育ての第一義的な責任は保護者にあることを明記してはどうか。	条例案の答申を検討した条例検討部会において、子育ての第一義的責任について、全ての責任は保護者にだけあるかのように、正しく解釈されないおそれがあるという議論があったことを踏まえ、原案のとおりとします。
6 学校等の責務				
42	2	6(1)	(1)の「子どもの年齢および発達段階に応じ」の「段階」を削除してください。段階とはどんな段階なのかが不明です。	「子どもの年齢および発達段階に応じ」とは、子ども一人ひとりの状況や成長過程が異なるということを前提にしなければならないことを意味するものとして、児童の権利に関する条約の「成熟度に従って」や子ども基本法の「発達の程度に応じて」という用語を踏まえて規定しようとするものであり、原案のとおりとします。
43	2	6(1)	(1)の「一人ひとりが抱える困難や課題に向き合い、個性の発見、可能性の伸張および能力の発達に資するよう」とありますが、子どものあるべき姿が提示されていることで学校関係者へのプレッシャーが生じることを危惧するため、削除してください。今も子どもに一番近い立場の学校関係者がいろいろなプレッシャーにさらされていることも事実だと思います。子どもの生きづらさは、経済的、社会的、文化的に構築された価値観や制度によって生じています。その観点を無視して学校等関係者にのみ、課題解決法を抱えさせることように読めてしまいます。「個性の発見、可能性の伸張および能力の発達」とありますが、その前提として、子ども一人ひとりの存在の承認が可能となる教育環境に努めてほしいですし、そのように読める文章にしてほしいです。	いただいた御意見のとおり、学校教育の基盤である教職員の活動を支援し、力を発揮していくことができる環境づくりに取り組むことは重要と認識しております。 「第2 概要」の6(1)については、令和4年12月に改定された生徒指導提要(文部科学省)の内容を踏まえて規定しようとするものであり、生徒指導の実践に際し、基本的な考え方であることから、原案のとおりとします。
44	2	6(1)	学校等に、教育を受ける権利だけではなく、福祉に係る権利を実現するための場、として位置づけているのは、子ども家庭庁の考えに沿ったもので、評価できます。 是非、子ども家庭庁も特に取り組み、海外でも1番の課題としている、貧困問題についても、学校が取り組む根拠となるような条例として欲しいです。そうすれば、修学旅行に行けない、給食費が払えていない、朝ご飯が食べていない、忘れ物が多いなどについて、取り組めると思います。例えば、立命館大学の柏木智子先生の提唱する「ケアする学校づくり」の実践例のような活動を助成金などで推進して欲しいと思います。	条例の特色として周知に努めてまいります。
45	3	6(2)	学校は、自己に直接関係する事項の全ての事項に関して、子どもが意見を表明できる環境の整備に取り組まなければならないとされていますが、自分の事項に限定せずに、「学校にいる子どもに関わることに限して」としてはどうか。 (理由)学校には生徒会や全校集会などの方法はいろいろですが、校則の変更などを通じて、意見表明や民主主義を学ぶ事例があります。学校において、子どもの権利や民主主義を学ぶことは子どもの参加の権利の中心的価値です。確かに進路選択などで、自分の事項の意見を伝えられるようにすることは大事だと思います。そうすると、(2)が、自己に直接関係する事項への意見表明に限っているのは、既に、生徒らの参加の権利は保障されているという趣旨でしょうか。しかし、実際には、校則の検討のルールのない中学、高校は多いと思いますが、滋賀県では、全ての生徒らの参加の権利が保障されているというデータはあるのでしょうか。	「第2 概要」の6(2)の自己に直接関係する全ての事項とは、いただいた御意見の進路選択のような自分自身にしか関係のないものではなく、学級、学校・園づくりに関する事項も含むものであり、原案のとおりとします。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
46	3	6(3)	(3)「学校等は、基本理念にのっとり、学校等および地域における子どもの社会的活動への参画を促進しなければならない」の「を促進」を「の機会を確保」に変更してください。促進に強制的意図を感じてしまいます。	「第2 概要」の6(3)の規定については、学校教育法第21条第1号の規定や滋賀県子ども若者審議会の「(仮称)滋賀県子ども基本条例検討報告書」6(3)の「学校等は、学校等や地域における子どもの社会参画を促進します。」を踏まえて規定しようとするものです。子どもの社会的活動への参画を促進することにより、子ども自身の成長や、多様な人々・文化に触れる機会が増えることによって社会への理解と関心を高め、地域社会の一員という自覚が生まれることにもつながるものであり、原案のとおりとします。
47	3	6(3)	学校が行う地域における社会的活動への参画の促進とは、どういうものを差すのでしょうか。	インターンシップに挑戦して働くことを体感することや、地域や学校間の交流を深めたりするなどして、社会の形成者として主体的に参画しようとする資質能力の育成に取り組みます。
48	2	6	学校は子どもたちが1日の大半を過ごすという点でも、その果たすべき責務は大きいと考える。しかし、学校現場はたいへん多忙で、人員増をはじめとした教育環境の改善がなければ、子どもとゆとりをもって向き合う時間さえつけない。子どもの権利を尊重し、よりよい教育活動の展開、推進のために、子ども基本条例と教育環境は両輪となって、議論、整備されるべきである。	いただいた御意見を今後の施策を進める上での参考とさせていただきますとともに、子どもの権利が守られる社会の実現に努めてまいります。
7 事業者の責務				
49	3	7	「その雇用する子ども」とは、労働者としての子どもか、労働者の子どもか解りにくい。	条例案の答申を検討した条例検討部会において、子どもと事業者の関わりは、保護者のワークライフバランスの観点だけでなく、アルバイトなど実際に雇用する場合もあるということも踏まえたものであり、労働者としての子どもを意味します。御意見を踏まえ、わかりやすい周知に努めてまいります。
8 県民の責務				
9 子どもの意見の尊重				
50	3	9(1)	(1)は、社会全体で子どもの意見を聴くことを擁護するものとして、大切な規定だと思います。教育虐待や、スポーツ団体で指導者の刑事事件の発生など、子どもの意見よりも大人の考えや立場を優先することで問題が起きていると思います。学校だけではなく、子どもや塾、スポーツ団体などに、啓発して欲しいと思います。	条例の特色として周知に努めてまいります。
51	3	9(2)	9条において、県や学校等と、保護者、事業者および県民とを同列に扱うのは相当ではない。子どもの意見表明権を規定する子どもの権利条約12条は、「締結国は」を主語としている。ここに、たとえば保護者を加えると、一保護者が、我が子のみならず、「全ての子ども」に対して均等な機会を提供するよう留意しなければならないことになってしまう。「事業者」についても同様の不都合が生じる。	「第2 概要」の9(2)については、それぞれの立場で、子どもの意見を聴く際にアヘケについて注意を払い、そのことについて意識を持って対応することを意味するものであり、子どもの意見を聴き、その意見を尊重することを社会全体で推進するにあたっては重要であることから原案のとおりとします。なお、条例が制定された後は県民の皆さんに理解いただけるよう周知に努めてまいります。
52	3	9(2)	(2)の対象は、県や市町、学校等に限定すべきです。(理由)県民や、事業者は、子どもとの関わりに、濃淡があります。例えば、契約関係の有無、権利の調整義務の有無、隣人、近所、通りがりの者など。なお県や学校等が子どもの意見を聴く場合の留意事項を定めることは賛成です。ただ、意見というのは、その子どもに関する意見もあれば、子ども全体の意見もあります。したがって、列挙された留意事項が、発せられた、または発せられようとする意見を制限するものではないことを確認してください。	
53	3	9(2)	「第2 9(2)」(第9条関係)において、子どもの意見を聴く場合の留意事項が列挙されているが、子どもが意見を述べるための前提として、子ども自身が子どもの権利および人権について教育を受け、学ぶ機会が保障されることを留意事項に先立ち記載すべきである。たしかに、「第2 9(2)」には、子どもが意見を表明しやすいように充実した留意事項が設けられており良い。しかし、如何に子どもが意見を表明しやすい環境を整備したとして、子どもがどのような意見を述べればよいのか、述べてもよいのかを子ども自身が分からなければ、何ら充実した意見は集まらない。近年、県は子どもの意見を集約するためにいろいろな媒体を用意し、広報も熱心にされているが、当の子どもが具体的な意見を考えつくことができず、また、考えついた意見を述べてもよいことを理解できていないことから、充実かつ多数の意見が集まっていないのが現状である。そこで、子どもに対して、子どもに保障されている人権や権利(子どもの意見表明権を含む)を教育し、学んでもらい、「子どもの意見を尊重」するための大前提を充たすことが必要である。	いただいた御意見のとおり、子ども自身が子どもの権利について知ることは重要と考えていることから、「第2 概要」の17のとおり、子どもの権利に対する子どもをはじめとする県民の関心と理解を深めるよう広報啓発を行うこととしており、「第2 概要」の9については、子どもの意見の尊重について定めるものであることから、原案のとおりとします。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
54	3	9(2)イ	(2)イ「子どもが意見の表明を強要されないこと」の前に「大人の支援など、子どもが意見を決定するための手立てが講じられるとともに」を挿入してください。強要されないことはもちろん大事な観点ですが、大人側が子どもをリスペクトして話を聴いてくれる環境かどうかが大事な要素だと考えます。言葉にならない思いをかかえている場合にどのように支援していくかは権利擁護の大事な観点ではないでしょう。	御意見をいただいた大人側の子どもから話を聴くための環境を整えることについては、「第2 概要」の9(2)キで示しているため、原案のとおりとします。 条例が制定された後には県民の皆さんに理解いただけるよう具体例を交えるなどしてわかりやすい周知に努めてまいります。
55	3	9(2)カ	9条関係(2)カ「全ての子どもに対して均等な機会が提供されること」との文言について、「インクルーシブである」よう留意すべきというニュアンスが読み取りづらいので、工夫いただきたい。 国連子どもの権利委員会一般的意見12号と照らし合わせれば理解可能であるが、条文上明確であることが望ましい。	いただいた御意見のとおり、「インクルーシブである」ということを表すために、「第2 概要」の9(2)カにのみ「全ての子ども」と規定しております。 条例が制定された後には県民の皆さんに理解いただけるよう具体例を交えるなどしてわかりやすい周知に努めてまいります。
56	3	9(2)キ、ク	(2)のキ、またはクに、意見の代弁(意見表明支援者を通じた意見)が含まれるのか、明らかにしたい。もし、含まれないのであれば、別に、意見表明支援者(代弁者)による意見表明も聴くことを明記するべきである。 (理由) 留意事項では、直接の意見しか聴かないような書きぶりです。解説で補うか、別に明記して欲しいと思います。	「第2 概要」の9(2)については、子どもの意見を代弁する場合についても含まれることから、原案のとおりとします。
57	3	9(3)	子ども基本条約の要綱を読んで、良いと思ったことは子どもが自分の意見を言うのが困難な場合に代弁するように努めたり、代弁できるものを育成するという点です。 大人もそうですが、どうしても意見の言えるものの意見に偏ってしまいがちですが、本当に困っているのは意見が言えないものです。子どもなら尚更意見が言えないことが多いと思うので、その点は良いと感じました。外国籍の子どもは親の都合で母国を離れ、言葉のわからない異国へ放り込まれています。そういった外国籍の子どもを多く拾い上げ、その子たちが住みよい社会になってくれることを願っています。	条例の特色として周知に努めてまいります。
58	3	9(3)	(3)「県、保護者、学校等、事業者および県民は自ら意見を表明することが困難な子どもの意思をくみ取り、必要に応じてその子どもの意見を代弁するよう努めなければならないこととします。」の「くみ取り、必要に応じて」を「勝手に大人が決めてしまうことにならないよう、子どもの最善の利益の原則に従って」に変更してください。「くみ取り」は話を聴いた大人の勝手な解釈が入り込む余地があるためです。	「第2 概要」の3(4)において、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される旨を規定していますので、原案のとおりとします。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
59	3	9(3)	・後段部分については、意見表明が困難である子どもに限定するべきではない。 (理由)子どもは、発達に応じて意見を表明する力があります。しかし、子どもは、大人に比べれば、意見を十分に伝える能力が十分ではありませんし、例え、意見を言うことができても、その意見が大人によって無視されてきました。そこで、子どもの意見が十分に伝わり、適切に回答されるように、子どもの意見表明支援が機能すること(アドボケート活動)が重要であるとされています。そうした場合、子どもは、自ら意見を表明することが困難か否かを問わず、子どもの意見表明支援や、周りの信頼できる大人、場合によっては、友だちに、意見を代弁してもらう権利があると思います。そうすると、後段部分については、意見表明が困難である子どもに限定するべきではないと思います。	いただきました御意見のとおり、「自ら意見を表明することが困難な子ども」に限らず、子どもの意思をくみ取り、必要に応じてその子どもの意見を代弁するよう努めることは重要であると考えられることから、以下のとおり修正することとします。(「第2 概要」の9(4)についても同様) 「意思をくみ取り」については、子どもに寄り添い、意見としてまとまっていないものを理解し、子どもが何を言いたいかを形作ることを支援するものであり、代弁するにあたって必要なプロセスであることから、原案のとおりとします。 ■修正前 自ら意見を表明することが困難な子どもの意思をくみ取り、 ■修正後 (削除) 子どもの意思をくみ取り、
60	3	9(3)	9条(3)「自ら意見を表明することが困難な子どもの意思をくみ取り」を削除すべきである。 「意思をくみ取る」過程において、子どもの意見が歪められてしまうことが懸念される。非言語による表明も保障する以上、くみ取る作業は必要であるとしても、それを強調すべきではない。	
61	4	9(3)	・意見表明が困難である子どもに限定するべきではない。そうすると、「意思をくみ取り」も不要である。 (理由)子どもは、発達に応じて意見を表明する力があります。しかし、子どもは、大人に比べれば、意見を十分に伝える能力が十分ではありませんし、例え、意見を言うことができても、その意見が大人によって無視されてきました。そこで、子どもの意見が十分に伝わり、適切に回答されるように、子どもの意見表明支援をすること(アドボケート活動)が重要であるとされています。そうした場合、子どもは、自ら意見を表明することが困難か否かを問わず、専門的な子どもアドボケートの支援が受けられるべきです。 なお、「自ら意見を表明することが困難な子どもの意思をくみ取り」という部分が、言葉で十分に意見を表明することができない乳幼児、幼児、児童、障がいがある子ども、外国にルーツがある子どもの意見表明の支援という意味であれば、それは、「子どもの意見表明支援の専門性」の問題であり、「くみ取る」という大人主体の言葉は誤解を生むので避けるべきです。	
62	3	9(3)	・「意思をくみ取り」と「代弁する」は別の場面なので、別に定めるべきである。具体的には、前段は、「自ら十分に意見を表明することが困難な子どもの意思は、丁寧に聴くように努めなければならない」とするのはどうか。後段の主体には、県を入れるべきではないのではないか。他方で、子どもを代弁の主体とすることも検討すべきではないでしょうか(ピアアドボカシー) (理由)前段「意思をくみ取り」について 聴く場面では、意見を表明することが困難な子どもの意思をくみ取るということもあるかと思いますが、これは、「発達に応じて」を言い換えようとしているのだと思います。ただ、意見表明権の保障の学術上の用語としては、「意見を表明することが困難な子どもの意見も、その意思の表明方法に応じて聴く」べきであり、あくまでも、主体は意見を表明する側におくような規定にすべきではないか、と思います。大人が、子どもの意見をくみ取るとしてしまうと、結局、最善の利益と同じような内容をくみ取ることになり、子どもの自主性に寄り添う姿勢がなくなってしまうし、「くみ取り方の上手い大人」対「上手くない大人」の対立になってしまいます。また、外国にルーツを持つ子どもの声は、日本語ではその発信は困難ですが、ネイティブの言語では、十分に発信できます。これは、視覚や聴覚、発語にハンディのある子どもも基本的には同じだと思います。この子どもたちの声は、「くみ取るものではなく、その意思の表明方法に応じて聴く」ことが認められます。条例案の書きぶりでは、このような発信の力を無視してしまうと思います。もっとも、フォーマルアドボカシーは大事だとも思いますので、寄り添って意見を聴いてほしいと思います。 後段「意見を代弁するよう努めなければならない」について 「必要に応じてその(自ら意見を表明することが困難な)子どもの意見を代弁するよう努めなければならないのは、子どもの周りの人のことを指すと思われます。すなわち、後段の主体は、保護者、学校等、県民、そして、周りの子どもだと思っています。そして、意見を伝える先は、県、市町、保護者、学校等になるのではないのでしょうか。県民には、文脈上、子どもは入っていないので、子どもを別で規定する必要があります。	「意思をくみ取り」については、子どもに寄り添い、意見としてまとまっていないものを理解し、子どもが何を言いたいかを形作ることを支援するものであり、代弁するにあたって必要なプロセスであることから、原案のとおりとします。 なお、子ども同士によるピアアドボカシーについては、県民に子どもも含まれることから、原案のとおりとします。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
63	4	9(4)	「県は、専門的に養成された子どもの意見を代弁する者を育成し、その活動を支援するものとする。」と規定すべきである。 (理由)子どもが意見表明をすることは、権利であることから、子どもは、その意見を自由に十分に表明できるためには、いつでも、専門的なトレーニングを受けた子どもアドボケイトを利用できるようにする必要があります。そのためには、子どもアドボケイトの養成をすること、それを利用できる費用を県が負担しなければ、「全ての子ども」に意見を表明する機会を保障したことにはならないと思います。	子どもの意見を代弁することができる者の育成については、「第2 概要」の9(4)で示しているところであり、具体的な取組については、検討を深めてまいりたいと考えています。
64	4	9(4)	9条(4)「必要に応じてその子どもの意見を代弁することができる者の育成を推進するものとしします。」の「必要に応じて」が何にかかるとのかが分かりづらい。必要に応じて代弁するという理解でよいのか。	必要に応じて代弁することを示すものであり、いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正することとします。(「第2 概要」の9(3)も同様) ■修正前 必要に応じてその子どもの意見を代弁する、 ■修正後 その子どもの意見を必要に応じて代弁する、
65	4	9(4)	9条(4) アドボケーターの「育成を推進するものとする」ではなく、「育成するものとする」と修正されたい。 育成のプログラムはすでに存在するのであり、育成に本気で取り組むべきである。	子どもの意見を代弁することができる者の育成を進めることについて、積極的に行っていく県の姿勢を規定しているものであり、原案のとおりとします。 また、アドボケーターという一般的に普及していない用語は普遍性がなく、条文で使用すると様々な解釈が生じることから、原案のとおりとします。
66	4	9(4)	(4)「子どもの意見を代弁することができる者」の後に(アドボケーター)を挿入し、「育成を推進するものとしします」を「育成を行うものとしします」に変更してください。	なお、アドボケーターという用語は重要であると考えており、条例の啓発においては、「子どもアドボケーター」といった通称を使用するなど検討をまいります。
67	3	9	意見聴取をくみ取るのも大人がすることなので、子どもへのフィードバックや、一緒に考えるためのコミッショナーのような存在が必要だと考える。	いただいた御意見の取組は重要と考えており、子どもへのフィードバック(応答)は、子どもの成長にもつながるものであり、「第2 概要」の9(2)ケに意見を聴く際の留意事項として記載しています。また、同9(3)において、子どもの意思をくみ取り、必要に応じて代弁することや、同9(4)では、代弁することができる者の育成を推進する旨を規定します。
68	3	9	・「県は、子どもが意見を表明する場合、子どもは希望すれば、専門的に養成された子どもの意見を代弁する者の支援が受けられるものとする」を追加 (理由)子どもが意見を表明する場合、その意見は無視されてきました。確かに、この条例では、県やそれぞれの子どもに関わるサービスや施策の実施において、子どもの意見を聴くことに努める責務を負うとされています。しかし、子どもの意見が十分に伝わらなければ始まりません。そうすると、子どもの意見を大事にするのであれば、全ての子どもが十分にそのままその意見を相手に伝えることができるようにする必要があります。したがって、子どもが意見を表明する場合、希望すればいつでも、専門的なアドボケイトを利用できることを県の責任において保障すべきです。この点、児童福祉法では、社会的養護にある者は、意見表明支援員の支援を受けることができるようにしています。ただ、滋賀県では、一時保護の子どもの処遇に関することだけに、その利用が限られています。貧困の状態にある子ども、家庭支援センターで対応を受けている子ども、経済的に余裕のある家庭に在るが親から過大な教育を提供され、心身が疲れている子ども、「死にたい」と言ってしまう子どもに、意見表明支援員は派遣されません。また、学校で進路を決める場合、退学や転校をしたい場合、いじめを伝えたい場合、意見表明支援員が利用出来れば、子どもは意見を十分に伝えることができるようになります。いつでも、どこでも、意見表明の支援を子どもが受けられ、その意見の表明が制限されないよう(アドボケイトが入ることで、匿名性を持つこともできます)アドボケイトが利用できることを県の責務としてください。	子どもの意見を代弁することができる者の育成については、「第2 概要」の9(4)で示しているところであり、具体的な取組については、検討を深めてまいりたいと考えています。
69	3	9	意見の表明の方法(情報を受け取ることも含めて)について、いろいろなツールがあります(色で自分を表現する、ICTで伝える、翻訳ソフトなど) 多様な表現方法を子どもの必要に応じて提供するようにしてください。これは、意見を聴くときの留意事項に記載されていると考えていいですか。新たな規定が必要ですか。	いただいた御意見の具体的方法は、「第2 概要」の9(2)オに含まれます。条例が制定された後には県民の皆さんに理解いただけるよう具体例を交えるなどしてわかりやすい周知に努めてまいります。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
10 子どもの社会的活動への参画の促進				
70	4	10	滋賀県子ども基本条例案について、子どもが権利の主体であること、子どもの意見表明権などが盛り込まれており、良い条例であると思う反面、条例の一部の条項について子どもの主体性を尊重するという考え方があまり出ていない面があるように思われました。例えば、条例案要綱の10では、県が、子どもの社会活動への参画を促すという記載がありますが、子どもの主体性を尊重するのであれば、子どもが主体的に参加するよう支援を行うにとどめる等も考えうるのではないかと思いますので、意見として提出させていただければと思います。	「第2 概要」の3(5)(基本理念)において、いただきました御意見の主体的に社会的活動へ参画するよりも広い意味で、全ての子どもが主体的に社会の形成に参画することができるよう推進する旨を規定することから、原案のとおりとします。
71	4	10	第10条で、子どもの社会活動への参画が学校、地域等において促進させるよう、必要な措置を講じる。とあります。子どもの権利を守る、守られることが大きな基本にありますが、一方社会参画は意見表明に関わる大きな柱です。権利を守ることと社会参画は両輪と考えます。現在の学校や県市町の施策において、いじめの問題を起点とする児童生徒の会議や、子ども議員体験などありますが、これら施策で満足することなく施策を進めて欲しいです。例えば、子ども議員であれば県、市町それぞれ子ども施策に一定の予算を充てたり、校則を変えるルールメイキングの場を全ての小中高校で設けたりと、これまで一部の大人だけで決めていた子どものこと、子どもが関わることに、あらゆる角度から子どもが関わり自分たちの意見を反映できる仕組みに変えていく必要があると思います。現状の施策を子どもの権利(社会参画の視点)で点検、評価、変更していく体制も必要だと思います。	いただいた御意見は、関係機関等にも共有し、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
11 子どもの権利の侵害に関する相談				
12 調査および調整の申立て				
13 調査等				
72	4	13(1)	子どもの権利委員会に、調査等の権限をがあることはとてもいいと思います。	条例の特色として周知に努めてまいります。
73	4	13(4)	子どもの権利委員会に持ち込まれる問題は、特定の子どもの権利侵害だけではなく、校則や公共サービスのあり方なども含まれると思います。そうすると、調査が、侵害を受けた子どもの同意がないとできない、というのはどういう趣旨の規定なのか、疑問があります。プライバシーに関わる調査を受けるかどうかのみ当事者の同意を要件とすれば足りると思います。例えば、校則のある規定が人権を侵害しているのではない、という申し出があった場合に、全校生徒の同意がないと調査できない、となることはないようにしてほしいです。	「第2 概要」の13(4)ただし書きにおいて、当該子どもの置かれている状況その他の事情により当該子どもまたはその保護者の同意を得る必要がないと認める場合は、この限りでないとしていることから、原案のとおりとします。
74	4	13(4)	ただし書きは、「当該子どもの置かれている状況その他の事情により同意を得る必要がないと認める場合は、この限りではない」とすれば足り、「当該子どもまたはその保護者の」を削除すべきである。「子どもまたはその保護者」とすると、少なくともいずれかの同意は必要とも読めるが、虐待等によりいずれの同意も取れないが調査等が必要となるケースも想定される。	「第2 概要」の13(4)ただし書きについては、子ども・保護者双方の同意を得る必要がないケースも想定しており、原案のとおりとします。
75	4	13	個別救済事案の調査等について、最終的には、市町と連携し、事案に応じて、互いに回付しうる仕組み(市町にも受け皿を作り、連携できるように協定を締結する等)が作られることが望ましいと考える。	いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
14 報告等				
15 滋賀県子どもの権利委員会				
76	5	15(2)	15条の「調査審議」は、「調査等審議」とすべきである。12条において、「調査または調整」を「調査等」と読み替えることとしているが、15(2)では「調査審議」となっており、調整機能が抜けてしまっているように読めてしまう。	12条の「調査または調整(調整等)」は、15条2項の「この条例の規定によりその権限に属させられた事項」に含まれています。そして、これらの事項を「調査審議する」と規定しています。また、この規定の仕方は、本県の他の附属機関に関する規定で一般的に用いており(滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第15条第2項など)、それらの規定と統一を図ったものです。よって、原案のとおりとします。
16 委員会の組織等				
77	5	16(8)	16条(8)の守秘義務については、「正当な理由なく」漏らしてはならない、とするか、「但し、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」を加筆されたい。たとえば、虐待通告義務は守秘義務に優先するが、そのことが県民にも分かるようにしておくことが望ましい。	本県の附属機関の委員については、当該規定と同様の規定を設けていること(滋賀県附属機関設置条例第2条第5項、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第16条第8項など)から、滋賀県子どもの権利委員会の委員についても当該規定を設けるものです。よって原案のとおりとします。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
17 県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成				
78	5	17	声をあげられない子どもやそもそも意見を伝えてよいと考える子どもの少なさを考慮し、権利の学習や権利意識の醸成に重点をおくべき。	いただいた御意見のとおり、まずは子どもの権利について広く知っていただく必要があると認識しておりますので、条例制定後は、条例の啓発パンフレットの作成や、学校等での出前講座の実施など周知啓発を進めてまいります。
79	5	17	「子どもの権利を言うならば義務が発生する」や「権利を与える」とわがままになる」「大人の言うことを聞かなくなる」など、「義務教育」という言葉の理解不足や勘違い、また偏見などから、子ども条例や子どもの権利について理解できていない大人(一般のみならず、施策に関わる首長や議員、学校の教員にも)が多いとこれまで感じていた。そのため、子ども基本条例に対しても同様な反発があるように感じる。そこで、どのように子どもの権利を周知し、当然あるものとしての子どもの権利を隅々まで染み渡らせるのが大事と思う。検討報告書においても「4条例の周知についての方針」で普及啓発が明記されているので、さまざまな形で周知を行って欲しい。	
18 子どもの権利が守られる社会づくりの推進に関する相談				
80	6	18	子育てをしたことがないのでわからないが、保護者も悩みを抱える一人として当事者にとっても近いのかなと感じている。子どもが悩みを抱えたときに保護者はどのように対応するのが良いのか、誰か助けてくれる人はいるのか、そういった子どもと向き合う保護者に対する支援プロセスも必要なのかなと感じている。特に不登校が増えている中では家庭で過ごす子どもも多いと思うので、家庭内での支援についても今後検討していただけると、将来子育てをするときに子ども自身と向き合っていけるのかなと感じた。	保護者が孤立しない体制をつくることは重要と認識しており、県では、保護者の子育てに関する悩みも相談できる窓口を設置するなどの取組を行っているところです。いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
19 基本計画の策定				
20 施策の実施状況の公表				
21 滋賀県子ども若者審議会				
22 審議会の組織等				
23 推進体制の整備				
24 財政上の措置				
25 規則への委任				
26 罰則				
81	7	26	罰則規定は削除されたい。 何が「職務上知り得た秘密」や「漏らす」に該当するのか、必ずしも明確ではなく、かつ、「正当な理由なく」との限定もないまま罰則条項を置くと、たとえば、行政の在り方に問題があり、子どもの権利保障の点からは公表が必要と委員が考えたときに、行政側が、守秘義務違反を主張して公表させないようにするといったことが懸念され、委員の活動を萎縮させることになりかねない。 なお、学識経験者として弁護士が任命される場合には、弁護士法および刑法の適用があり、重ねて条例で罰則を規定する必要がない。 16(8)に違反したときのみ罰則を科し、22(8)に違反しても罰則が科されない点でもバランスが取れていない。	滋賀県子どもの権利委員会の委員と同様、機微な個人情報等を取り扱う附属機関の委員については同様の規定を設けていること(滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例27条、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例25条など)から、それらの委員と統一を図ったものです。 また、滋賀県子ども若者審議会の委員については、「子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項(子どもの権利の侵害に関する事項を除く。)」を調査審議するものであることや、現在の当該審議会の委員に罰則規定を設けていないことから、罰則規定を設けないこととしています。よって原案のとおりとします。
27 その他				
その他条例案要綱に関連する意見・情報				
82	—	—	滋賀県子ども基本条例の取組に賛成する。子どもはとても尊く大切な存在だが、昨今、子どもの減少や保育・教育環境、貧困など様々な問題で子どもの人権がないがしろにされているように感じている。子どもの純粋・正直な意見に耳を傾けることが大切ではないか。子どもがのびのび健やかに育つことのできる社会になってほしいと願う。	いただいた御意見は、今後の施策や条例に基づく取組を進める上での参考とさせていただきます。
83	—	—	子どもたちの権利がしっかりと守られていて素晴らしいと評価できる。ただ危惧することは、昨今不登校生の話題が目される中、そのような子どもたちの声は、しっかりと吸い上げることが出来ているのか。当人たちは意見をしっかりと持っていると思われるので、弱い立場の子どもたちの考えもしっかり反映していただきたいと切に願う。	いただいた御意見は、今後の施策や条例に基づく取組を進める上での参考とさせていただきます。
84	—	—	全てを読ませていただき、大変よくできていると感じ、ご尽力に感謝する。子どもの頃に県北部地域で育ち、当時から県南部と北部の差があったと記憶しているが、現在でも同じか拡大していると感じている。子どものためにも、学校までの交通費や交通網、自然災害への対応など、住人の立場に立って、未来の姿を描いて実行計画を作り、着実に実現していただきたい。	いただいた御意見は、今後の施策や条例に基づく取組を進める上での参考とさせていただきます。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
85	—	—	基本理念など、強い文句を反対する人はあまりいないと想像されるが、県による具体的な条例を活かす仕組みと、その実現に向けた具体的な取り組み方次第で、本気度が試される。	いただいた御意見は、今後の施策や条例に基づく取組を進める上での参考とさせていただきます。
86	—	—	小学生が記入できるアンケートではないのが気になる。	県民政策コメントを実施するにあたっては、滋賀県子ども基本条例案要綱をやさしい言葉遣いに置き換え、振り仮名やイラストを用いたわかりやすい版を作成しました。また、さらに要点を絞った子ども向け資料を作成し、次期淡海子ども若者プランと併せて子ども向けのアンケートを実施し、295件の意見を小学生からいただいたところです。子どもからいただいた意見も踏まえながら、わかりやすい情報提供に努めてまいります。
87	—	—	子どもの権利と言いますが、障害児は関係ないような雰囲気があります。例えば、聞こえない子どもは、どうやって電話をかけますか？どうやって相談員と相談し合える関係をつくれますか？障害児を除く子どもの権利は確かに守られるでしょう。	滋賀県子ども若者審議会からの答申においても、障害のある子どもや外国にルーツのある子どもなどへの配慮が必要であると指摘されており、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に基づく相談体制との連携など、いただいた御意見は、今後の施策や条例に基づく取組を進める上での参考とさせていただきます。
88	—	—	子ども基本条例案要綱を読ませて頂き感じたのは、これは子どもに限定される事ではないということ。要綱の主たる目的は、子ども自身に自分の持つ権利や可能性を認識してもらう事、そしてその権利を行使して生きていくことができるという事を伝えるものという印象を持ったが、私たち大人もそれぞれが育つ中で、環境や文化背景に多大な影響を受け、またそれに沿った教育を受け育ってきた。一方的な価値観を受け入れざるを得ず、それに背くと体罰は当たり前前の時代に育ち、既に正解が決まっています、意見、個性は必要とされない、それが教育だった時代。 今この「子ども基本条例案要綱」を読ませて頂く中で、改めて自分自身の育った時代、受けてきた教育を思い返し、もう一度自分自身を新たな可能性の中で育てていく参考になるのではと感じた。全ての子ども、全ての大人へ人間本来の姿でイキイキ育っていくことができるように、一人でも多くの方々がこの要綱の存在とその可能性に触れて頂く事が出来る事を願っている。	いただいた御意見を参考に、県民の皆さんにとってわかりやすい周知に努めてまいります。
89	—	—	いろんな問題が絡み合い、学校へ行かない子どもたちがいる。一人ひとりを大切にするために、いろんな方々が知恵を出し合って解決を図ろうとしているが、もっと人手をかけてください。 私は60代後半だが、今の暮らしの基礎となっているのが中学校までの学習だったのではと思っている。人手はかかるが一人ひとりに向き合い、閉じこもっている子どもたちにも学ぶ楽しさを分けてあげてください。教育(最低中学までの学習)、福祉、保育にお金をかけてください。	いただいた御意見は、今後の施策や条例に基づく取組を進める上での参考とさせていただきます。
90	—	—	大変よくまとまっていると思う。子どもは宝。子ども達のためにも我々大人が変わらなくてはなりません。私も微力ながら活動していく。子ども達の笑顔の為に。	いただいた御意見を参考に、県民の皆さんにとってわかりやすい周知に努めてまいります。
91	—	—	子ども条例案を謳いながら、子どもの義務は一切明記されていないのではないかと。概要版を子ども達に見せるのは、反対である。自由な発言ができるとあるが、誹謗中傷はあってはならないし、子どものころから発言に責任が伴うことをしっかり自覚して欲しい。いじめで自殺者を出している事を忘れてはいけない。法律で守られる存在であるためには法律を守る、今は大人達から守られている自覚、大人になれば、子ども達を守ってあげる必要がある事もしっかり教えるべきだと思う。	適切な権利の行使がなされるよう、以下のとおり、子ども自身に求められることについて定めることとしております。 まず、子どもの権利を学ぶことは、自分の権利を知ると同時に、他者の権利を知ることでもあるため、子どもと大人に対して子どもの権利を学び、考え、行動することが期待されていることを前文に盛り込むことを考えています。また、子どもを含む県民の責務として、子どもの権利に対する関心と理解を深めるよう努めることを規定します。 加えて、いただいた御意見を踏まえ、「第1 制定の理由」(前文)に他者の権利を尊重することを加えるほか、よりわかりやすい表現となるよう「第2 概要」の3(5)基本理念を次のとおり修正することとします。 【修正前】 他者との関わりを大切にしながら、 【修正後】 他者の権利を尊重しながら、
92	—	—	特に「虐待」「いじめ」「ワーキングプア」についての対策を強化してほしい。	いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
93	—	—	子ども基本条例が制定されることは子どもが社会の一員として尊重されるために、大変望ましいことだと思う。この条例と合わせて『子ども』一人一人が『大人になる夢や希望』を持って育ってくれることを心から願う。	条例制定後は県民のみなさんに条例の内容を理解していただけるよう周知に努めてまいります。

番号	頁	項目	意見等(概要)	意見等に関する考え方
94	—	—	子ども真ん中社会で大人が、しっかりと子どもを見守ることも必要ですが、芯から子ども自身に自律・自立する力をつけることが大切では、ないでしょうか。	いただいた御意見のとおり、子どもは守られるだけの存在ではなく、主体として、また、社会を構成する一員として成長することができるよう、関係機関と連携しながら今後の施策を進めてまいります。
95	—	—	全体として、あらゆる視点でマイノリティの子どもへの配慮について記述されていない。	条例案の答申を検討した条例検討部会においても、障害のある子どもや外国につながりを持つ子どもなどへの配慮について御意見をいただいております。条例の前文で触れることとしております。
96	—	—	家庭、学校園のゆとりのない状況で基本理念を掲げても実効ある取組は進められない。	子どもの権利が守られる社会の実現に向けて、子ども施策を着実に実施していくとともに、社会全体で取組を進めることができるよう、関係機関と連携しながら推進してまいります。
97	—	—	子どもの権利を守るためにも、多胎支援を手厚くしてほしいです。多胎割合ランキング、滋賀は全国5位です。兵庫のように多胎向けにベビーカー購入費補助や、大阪高槻市のように産後サポート(多胎は産後2年までの間に40回)など、何でも良いので多胎向け支援を宜しくお願いします。	いただいた御意見は、今後の施策や条例に基づく取組を進める上での参考とさせていただきます。
98	—	—	教職員の人員増をはじめとした抜本的な教育環境の改善がなければ、基本理念の尊重や一人ひとりへの丁寧な関わり、支援が行き届かないのではないのでしょうか。今回の条例に示される取組が形骸化にならないためにも詳細な計画、予算案などが示されなければならないと考えます。	本条例案に基づき、子ども施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(淡海子ども若者プラン)を策定し、着実に施策を実施してまいります。また、予算については単年度ごとに議会の議決を必要とするため、条例に基づく施策が実施できるよう予算の確保に努めてまいります。
99	—	—	「第1」の14行目に、連携・協力すべき機関として、「県はもとより、国、市町、保護者、学校等、事業者、子育てを支援する団体、県民」が列挙されているが、それぞれの機関について、「第2」の条文において規定すべきである。 (理由) 第4条から第8条において順に、県、保護者、学校等、事業者、県民について規定しているが、「市町」と「子育てを支援する団体」について独立した条文規定が設けられていない。両団体についても、子どもの権利を保障するにあたって、どのような連携・協力がなされるのか明示する必要がある。例えば、本条例の各規定を実効化するためには、県が市町に対して、財政的援助、人材の紹介、法令・制度の情報提供等が重要と考えられ、それらを条文において具体的に規定すべきである。	県の責務として、市町や子育てを支援する団体等との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携し、および協力することとし、市町と連携・協力していく具体的内容や子どもを支援する団体の支援等の子ども施策の方針については、現在検討中の次期「淡海子ども・若者プラン」において示すこととします。
100	—	—	この度、子ども条例を改定して現在の子どもの課題や社会状況に合わせて子ども基本条例をつくれることは、滋賀県が子どもを守り育てていく気概があふれ、これまでさまざまな形で子ども達と関わってきた個人としても、とてもうれしく思います。	条例が制定された後には県民の皆さんに理解いただけるよう周知に努めてまいります。
101	—	—	子どもが関わる場合は、学校だけでなく、学童保育、コミュニティ、スポーツクラブ、公民館などさまざまな場である。そのため、学校だけに役割を押し付けるのではなく、子どもに関わるNPO団体やユース世代の子どもを推進する団体などの育成が必要と思われる。現状ではボランティアベースや個人の働きに頼っている現状が多い。それら子どもに関わる団体や個人が子どもの権利に携わりながらプロとして仕事ができるような人材育成の場が必要と思われる。(いわゆるカウンセラーやソーシャルワーカー、学童保育指導員、コーチなどとは異なる民間の「子ども活動のプロ」である)	いただいた御意見は、今後の施策や条例に基づく取組を進める上での参考とさせていただきます。
102	—	—	子どもの周りの大人たちの責務は規定されているが、子ども自身の役割についての記述がない。「子どもの権利」についてしっかり明示することが第一なのかも知れないが、子ども自身も社会の一員として、意見を自ら言う役割があるのではないか。	子どもへの役割として押し付けるのではなく、子どもは主体として、また、社会を構成する一員として、意見表明や社会への参画が進むよう、子どもの権利が守られる社会づくりの取組を進めてまいります。

4 子ども版パブリックコメントの実施結果について

県民政策コメントの実施と併せて、県内の子どもへ「滋賀県子ども基本条例案」および次期「淡海子ども・若者プラン」についてのWEBアンケートを実施しました。子ども向けの資料を作成し、学校等を通じて周知した結果、合計1,372件の意見・情報が寄せられました。これらの主な意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、寄せられた子どもからの意見・情報に対する子どもへのフィードバックは、別途子ども向けの資料を作成し、次期「淡海子ども・若者プラン」と併せて公表する予定です。

- 実施期間 令和6年11月21日（木）～令和6年12月20日（金）
- 対象者 県内の小学1年生～高校3年生
- 調査方法 県立高校や中学校、特別支援学校、私立学校、滋賀大学付属学校、各市町教育委員会を通じて子どもへの周知を依頼したほか、学校経由で届けづらい子どもについては各支援団体等に個別に周知を依頼
- 質問項目
 - ①条例について（自由記述）
 - ②プランについて（自由記述）
 - ③条例やプランの全体について（自由記述）
 - ④資料の分かりやすさについて（選択式）

	全体	目的	基本理念	責務	子どもの意見の尊重	子どもの権利の救済	周知啓発	資料への意見	その他	特になし	計
小学校低学年	11							2	9	11	33
小学校高学年	56	10	15	1	5	8	1	15	52	99	262
中学生	57	11	8	2	14	7	1	4	28	166	298
高校生	72	9	14	2	11	6	4	4	21	636	779
計	196	30	37	5	30	21	6	25	110	912	1,372

主な意見等(概要)	意見等に関する考え方
○全体についての意見	
子どものためにいろいろ考えてくれたんだと感じた。	条例が制定された後には県民のみなさんにわかりやすい周知を進めるほか、淡海子ども・若者プランに基づく子ども施策の着実な実施など子どもの権利が守られる社会の実現に努めてまいります。
言葉だけではなく、しっかりと行動で示してほしいと思っています。	
○目的に関する意見	
子どもの権利を守ろうとする姿勢が素晴らしいと思った。	条例の特色として周知に努めてまいります。
権利が守られ安心して成長できる社会をつくりたいという言葉が印象に残りました。	
○基本理念に関する意見	
生きる権利などがあることを初めて知った。	条例の特色として周知に努めてまいります。
「社会全体で連携・協力します。」が良いと思いました。	
大人に権利を守ってもらうだけではなくて、子ども同士でも相手の権利を大切にすることを加えた方がいいと思います。自分だけ「これは権利だ！」と言うとケンカになりませんか？	ご意見を踏まえ、「第1 制定の理由」(前文)に他者の権利を尊重することを加えるほか、よりわかりやすい表現となるよう基本理念を次のとおり修正することとします。 【修正前】3(5) 他者との関わりを大切にしながら、 【修正後】3(5) 他者の権利を尊重しながら、

主な意見等(概要)	意見等に関する考え方
○責務に関する意見	
子どもの権利が守られるのはとても良い条例だと思いました。色々な責任や役割がありとても良いと思いました。	それぞれの責務・役割が果たせるように、関係機関と連携しながら子どもの権利が守られる社会の実現に努めてまいります。
県に行ってほしいこと、学校や地域で行ってほしいこと、親や近くの人に行ってほしいことなどは様々なので、役割に応じて見守ってもらえる視点が違うのはとても良いと思った。	
○子どもの意見の尊重等に関する意見	
子どもの意見を無理やり聞かないことや、誰がどの意見を言ったのかわからないようにするなど、子どものプライバシーが守られていて良い内容だと思う。	子どもの意見を聴き、その意見を尊重することが、社会全体で推進されるように努めてまいります。
子どもの意見を聞く時、次の9つを気を付けますのところがいいと思います。	
あまり県の人に自分達の思いが伝えられていないと思うから言えるようになって欲しいです。	
○子どもの権利の救済に関する意見	
私の中で相談窓口というものは話を聞くだけだと思ってましたが、問題解決のために調べたりしてくれるのはすごくいいと思う。	条例が制定された後には、子どもの皆さんに気軽に相談していただけるように、小学生向け、中高生向けといったわかりやすいパンフレットの作成など、広く周知に努めてまいります。
どうやって問題を解決していくのかよくわからない。	
○周知啓発および気運醸成に関する意見	
もっと条例について伝える機会があっても良いのでは？	条例が制定された後には、学校等への出前講座の実施やわかりやすいパンフレットの作成など、子どもの皆さんにとってわかりやすい周知に努めてまいります。
日々の生活や学校で滋賀県の条例について触れる機会が少ないので、触れる機会を増やすべきだと思う。	
条約の存在を今まで全く知らなかったためもっと広める活動を行えばよいと思った。	

※ 取りまとめに当たっては、似ている意見を集め、趣旨を損なわない範囲で内容を要約しています。

滋賀県子ども基本条例案 概要									
条例の構成			前文						
前文 第1章 総則 第2章 子どもの意見の尊重等 第3章 子どもの権利の救済 第4章 滋賀県子どもの権利委員会 第5章 県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成等 第6章 基本計画等 第7章 滋賀県子ども若者審議会 第8章 推進体制の整備 第9章 雑則 / 第10章 罰則			○ 子どもは、個人として尊重され、一人ひとりが様々な個性や能力を持ったかけがえのない存在 子どもは、大人と共に社会を構成する一員であって、あらゆる場所でその意見が尊重されなければならない 子どもは、今を生きる大切な存在であるとともに、次代の社会を担う存在であって、明日の滋賀の希望 ○ 子どもと大人には、子どもの権利について学び、考え、行動することが期待されている。 特に、大人は、子どもに対して分かりやすく子どもの権利を伝えるとともに、子どもの立場に立って、子どもの意見に耳を傾け、適切に応答する責任がある そして、子どもには、自分がかげがえのない存在であることや、自分以外の子どもにも同じ権利があることを理解し、互いの権利を尊重することが求められている ○ 県はもとより、国、市町など多様な主体が相互に連携および協力をし、社会全体で子どもの権利を守っていく ○ 障害のある子ども、外国につながりを持つ子ども、いじめ、虐待、貧困等といった困難な状況に置かれた子どもなど様々な子どもの存在 →子どもの権利を守り、誰一人取り残すことなく、滋賀の全ての子どもたちが自分らしく、健やかに、安心して育ち、子どもと子どもを取り巻く全ての人が笑顔で幸せに暮らすことができる滋賀の実現を目指す						
第1章 総則（第1条～第8条）			第2章 子どもの意見の尊重等				第3章 子どもの権利の救済(第11条～第14条) 第4章 滋賀県子どもの権利委員会(第15条、第16条)		
目的	○基本理念を定め、県等の責務を明示 ○子ども施策の基本となる事項等を定め、施策を総合的かつ計画的に推進 →子どもの権利が守られ、心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現								
	●子 ど も…心身の発達の過程にある者 ●子ども施策…子どもの権利が守られる社会づくりのために必要な子どもに関する施策およびこれと一体的に講ずべき施策 ●学 校 等…学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設								
定義									
基本理念	子どもの権利が守られる社会づくりに向けて ○全ての子どもは次の権利を有することを認識 ・個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的取扱いを受けることがない権利 ・適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長および発達ならびにその自立が図られることその他の福祉に係る権利ならびに教育を受ける権利 ・自己に直接関係する全ての事項に関して、意見を表明する権利および多様な社会的活動に参画する権利 ○全ての子どもは、その年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される ○全ての子どもが、信頼できる人や居場所を見つけ、自由に気持ちを伝え、他者の権利を尊重しながら、主体的に社会の形成に参画することができる ○全ての子どもへの支援が、子どもの年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて切れ目なく行われる ○国、県、市町、父母その他の保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体および県民の相互の連携および協力								
責務	県 …子どもの権利を守ることを旨として子ども施策を総合的に策定・実施 国・市町など関係者との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携・協力 保護者…子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができるよう育む 学校等…子どもの年齢および発達の段階に応じた支援、意見を表明することができる環境の整備、社会的活動への参画の促進、魅力ある環境づくり 事業者…雇用する子どもの健康および福祉の確保への配慮、雇用する労働者の職業生活・家庭生活の充実を図るための雇用環境の整備 県 民…子どもの権利に対する関心と理解を深める、それぞれの立場における子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組								
			子どもの意見の尊重（第9条）						
			○県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもの意見を聴き、その意見を尊重することを社会全体で推進 ○子どもの意見を聴く場合の留意事項 ・十分かつ分かりやすい情報の提供 ・意見が尊重される ・意見を表明しやすい環境 ・意見の表明を促進するための措置 ・意見に対する適切な応答 ・意見表明を強要されない ・子どもの生活に関連している ・均等な機会の提供 ・安全に意見が表明できる ○子どもの意思をくみ取り、子どもの意見を必要に応じて代弁するよう努める ○県は、子どもの意思をくみ取り、その意見を必要に応じて代弁することができる者の育成推進に取り組む ○県は、子ども施策の策定・実施・評価に子どもの意見を反映させるための措置を講ずる						
			子どもの社会的活動への参画の促進（第10条）						
			子どもの社会的活動への参画が学校等、地域等において促進されるよう、必要な措置を講ずる						
第5章 県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成等									
			県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成(第17条)						
			子どもの権利および子ども施策に対する県民の関心理解を深め、子どもの権利を守る社会的気運が醸成されるよう、本条例・児童の権利に関する条約・子ども施策の趣旨や内容に関する広報啓発活動に取り組む						
			子どもの権利が守られる社会づくりの推進に関する相談(第18条)						
			子どもの権利が守られる社会づくりに関する相談について、適切な処理を行う						
第6章 基本計画等(第19条、第20条)			・子ども施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を策定 〔子ども施策の基本的な考え方、子ども・保護者等に対する具体的施策、子どもの権利および子ども施策に対する関心理解の増進、目標 等〕 ・毎年、基本計画に基づく施策の実施状況を審議会へ報告し、公表						

滋賀県子ども基本条例案要綱

第1 制定の理由

子どもは、個人として尊重され、一人ひとりが様々な個性や能力を持ったかけがえのない存在です。

子どもは、大人と共に社会を構成する一員であって、あらゆる場所でその意見が尊重されなければなりません。

子どもは、今を生きる大切な存在であるとともに、次代の社会を担う存在であって、明日の滋賀の希望です。

児童の権利に関する条約は、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの生命、生存および発達に対する権利の保障、子どもの意見の尊重ならびに子どもの最善の利益の確保を原則としており、子どもの権利が守られる社会を実現することが求められています。

そのため、子どもと大人には、子どもの権利について学び、考え、行動することが期待されています。

特に、大人は、子どもに対して分かりやすく子どもの権利を伝えるとともに、子どもの立場に立って、子どもの意見に耳を傾け、適切に応答する責任があります。そして、子どもには、自分がかげがえのない存在であることや、自分以外の子どもにも同じ権利があることを理解し、互いの権利を尊重することが求められています。

さらには、子どもの持つ大いなる可能性が限りなく広がるように、県はもとより、国、市町、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体、県民といった多様な主体が相互に連携および協力をし、社会全体で子どもの権利を守っていかなければなりません。

こうしたことから、子どもの権利が守られる社会づくりに関し、基本理念を定め、および県等の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項等を定め、子ども施策を総合的かつ計画的に推進すること等により、もって子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする滋賀県子ども基本条例を制定しようとするものです。

第2 概要

1 目的（第1条関係）

この条例は、子どもの権利が守られる社会づくりに関し、基本理念を定め、および県等の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項等を定め、子ども施策を総合的かつ計画的に推進すること等により、もって子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現に寄与することを目的とすることとします。

2 定義（第2条関係）

この条例の主な用語の定義に関する規定を設けることとします。

3 基本理念（第3条関係）

- (1) 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、個人として尊重され、その基本的人権が保障される存在であるとともに、差別的取扱いを受けることがない権利を有する存在であるとの認識の下に、推進されなければならないこととします。
- (2) 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長および発達ならびにその自立が図られることその他の福祉に係る権利ならびに教育を受ける権利を有するものであるとの認識の下に、推進されなければならないこととします。
- (3) 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する権利および多様な社会的活動に参画する権利を有するものであるとの認識の下に、推進されなければならないこととします。
- (4) 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、その年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを旨として、推進されなければならないこととします。
- (5) 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもが、信頼できる人や居場所を見つけ、自由に気持ちを伝え、他者の権利を尊重しながら、主体的に社会の形成に参画することができるよう、推進されなければならないこととします。
- (6) 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもへの支援が、子どもの年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて切れ目なく行われるよう、推進されなければならないこととします。
- (7) 子どもの権利が守られる社会づくりは、国、県、市町、保護者（父母その他の保護者をいう。以下同じ。）、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体および県民の相互の連携および協力の下に、推進されなければならないこととします。

4 県の責務（第4条関係）

- (1) 県は、3の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの権利を守ることを旨として子ども施策を総合的に策定し、および実施するものとします。
- (2) 県は、子ども施策の策定および実施に当たっては、国、市町、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体および県民との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携し、および協力するものとします。

5 保護者の責務（第5条関係）

保護者は、基本理念にのっとり、子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができるよう、子どもを育まなければならないこととします。

6 学校等の責務（第6条関係）

- (1) 学校等は、教育を受ける権利および福祉に係る権利を実現するための重要な場であることを踏まえ、基本理念にのっとり、子どもの年齢および発達の段階に応じ、一人ひとりが抱える困難や課題に向き合い、個性の発見、可能性の伸長および能力の発達に資するよう、子どもへの支援を行わなければならないこととします。

(2) 学校等は、基本理念にのっとり、学校等において自己に直接関係する全ての事項に関して子どもが意見を表明することができる環境の整備に取り組まなければならないこととします。

(3) 学校等は、基本理念にのっとり、学校等および地域における子どもの社会的活動への参画を促進しなければならないこととします。

(4) 学校等は、基本理念にのっとり、子どもが安心して楽しく過ごすことができる魅力ある環境となるために必要な取組を行わなければならないこととします。

7 事業者の責務（第7条関係）

事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する子どもの健康および福祉の確保への配慮、保護者をはじめとするその雇用する労働者の職業生活および家庭生活の充実を図るための雇用環境の整備その他の子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組を行うよう努めなければならないこととします。

8 県民の責務（第8条関係）

県民は、基本理念にのっとり、子どもの権利に対する関心と理解を深めるよう努めるとともに、それぞれの立場において、子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組を行うよう努めなければならないこととします。

9 子どもの意見の尊重（第9条関係）

(1) 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもに影響を及ぼす事項に関して子どもの意見を聴き、その意見を尊重することが、社会全体で推進されるよう努めなければならないこととします。

(2) 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもに影響を及ぼす事項に関して子どもの意見を聴く場合には、次に掲げる事項に留意しなければならないこととします。
ア 子どもが意見を表明するために提供される情報は、子どもにとって十分で、かつ分かりやすいものであること。

イ 子どもが意見の表明を強要されないこと。

ウ 表明された子どもの意見が尊重されること。

エ 意見を聴く内容が子どもの生活に関連する内容であることが子どもに理解されること。

オ 子どもが意見を表明しやすい環境が整備されること。

カ 全ての子どもに対して均等な機会が提供されること。

キ 子どもの意見の表明を効果的に促進するために必要な措置が講じられること。

ク 子どもが安全に意見を表明することができるよう、匿名性の確保その他の必要な措置が講じられること。

ケ 子どもの意見に対して適切に応答がされること。

(3) 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもの意思をくみ取り、その子どもの意見を必要に応じて代弁するよう努めなければならないこととします。

(4) 県は、子どもの意思をくみ取り、その子どもの意見を必要に応じて代弁することができる者の育成を推進するものとします。

- (5) 県は、子ども施策の策定、実施および評価に当たっては、当該子ども施策の対象となる子どもの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとします。
- 10 子ども社会的活動への参画の促進（第10条関係）
- 県は、子どもの社会的活動への参画が学校等、地域等において促進されるよう、必要な措置を講ずるものとします。
- 11 子どもの権利の侵害に関する相談（第11条関係）
- (1) 何人も知事に対し、子どもの権利の侵害に関する相談（(2)および12において「相談」という。）の申出をすることができることとします。
- (2) 知事は、相談の申出があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとします。
- ア 相談に応じ、必要な助言および情報の提供を行うこと。
- イ 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。
- 12 調査および調整の申立て（第12条関係）
- 相談の申出をした者は、相談をしてもなお相談に係る事案（以下「相談事案」という。）の解決が見込めないときは、知事に対し、当該相談事案の解決のための調査または調整（以下「調査等」という。）を申し立てることができることとします。
- 13 調査等（第13条関係）
- (1) 知事は、12による調査等の申立てがあったときは、滋賀県子どもの権利委員会に調査等を求めるものとします。
- (2) 滋賀県子どもの権利委員会は、前項の規定による調査等の求めがあったときは、当該調査等の求めに係る相談事案（以下「対象事案」という。）が次のいずれかに該当する場合を除き、調査等を行うものとします。
- ア 調査等の必要がないと認めるとき。
- イ その性質上調査等を行うことが適当でないと認めるとき。
- (3) 滋賀県子どもの権利委員会は、子どもの権利の侵害の疑いがあると自ら認める事案（対象事案を除く。）がある場合は、知事の同意を得て、当該事案について調査等を行うことができることとします。
- (4) 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等を行う場合には、あらかじめ対象事案または(3)の事案（以下「対象事案等」という。）に係る権利の侵害を受けた疑いがある子どもおよびその保護者の同意を得なければならないこととします。ただし、当該子どもの置かれている状況その他の事情により当該子どもまたはその保護者の同意を得る必要がないと認める場合は、この限りでないこととします。
- (5) 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等のために必要があると認めるときは、対象事案等の当事者（12により調査等を申し立てた者を含む。以下同じ。）その他の関係者に説明を求め、もしくはその意見を聴き、または必要な資料の提出を求めることができることとします。
- 14 報告等（第14条関係）
- (1) 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等を行ったときはその結果を、調査等を行わないこととしたときはその旨を、知事に報告するものとします。

(2) 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等の結果に基づき必要があると認めるときは、知事に対し、次に掲げる措置を講ずるよう求めることができることとします。

ア 対象事案等に関し必要な措置を講ずること。

イ 対象事案等の当事者その他の関係者に対し当該対象事案等に関し必要な意見を述べること。

15 滋賀県子どもの権利委員会（第15条関係）

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県子どもの権利委員会（以下「委員会」という。）を設置することとします。

(2) 委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、子どもの権利の侵害に関する事項について調査審議することとします。

(3) 委員会は、(2)の調査審議を行うほか、子どもの権利の侵害に関する事項に関し、知事に意見を述べるができることとします。

(4) 委員会は、知事の求めに応じて、17(1)の施策の実施について必要な協力を行うものとします。

16 委員会の組織等（第16条関係）

(1) 委員会は、委員5人以内で組織することとします。

(2) 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命することとします。

(3) 委員の任期は、3年とすることとします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとします。

(4) 委員は、再任されることを妨げないこととします。

(5) 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとします。

(6) 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命することとします。

(7) 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとします。

(8) 委員および専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととします。その職を退いた後も、同様とすることとします。

(9) (1)から(8)までのほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

17 県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成（第17条関係）

(1) 県は、子どもの権利および子ども施策に対する子どもをはじめとする県民の関心と理解を深めるとともに、子どもの権利を守る社会的気運が醸成されるよう、この条例および児童の権利に関する条約ならびに子ども施策の趣旨および内容に関する広報活動および啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとします。

(2) 県は、(1)の施策を講ずるに当たっては、子どもにとって分かりやすい情報を提供するものとします。

18 子どもの権利が守られる社会づくりの推進に関する相談（第18条関係）

知事は、子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項（子どもの権利の侵害に関する事項を除く。21(2)および(3)において同じ。）について、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体および県民から相談の申出があった場合は、次に掲げる措置その他当該申出の適切な処理を行うものとします。

(1) 相談に応じ、必要な調査、助言および情報の提供を行うこと。

(2) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

19 基本計画の策定（第19条関係）

(1) 知事は、子ども施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとします。

(2) 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。

ア 子ども施策の基本的な考え方

イ 子どもおよび保護者等に対する具体的な施策

ウ 子どもの権利および子ども施策に対する関心と理解の増進に関する事項

エ 子ども施策の目標

オ アからエまでのほか、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(3) 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、子どもをはじめとする県民その他の関係者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならないこととします。

(4) 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県子ども若者審議会の意見を聴かななければならないこととします。

(5) 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととします。

(6) (3)から(5)までは、基本計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用することとします。

20 施策の実施状況の公表（第20条関係）

知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施の状況を滋賀県子ども若者審議会に報告するとともに、公表しなければならないこととします。

21 滋賀県子ども若者審議会（第21条関係）

(1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県子ども若者審議会（以下「審議会」という。）を設置することとします。

(2) 審議会は、19(4)の事項および子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第4項各号に掲げる事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項について調査審議することとします。

- (3) 審議会は、(2)の調査審議を行うほか、子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べるができることとします。

22 審議会の組織等（第22条関係）

- (1) 審議会は、委員20人以内で組織することとします。
- (2) 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命することとします。
- (3) 委員の任期は、3年とすることとします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとします。
- (4) 委員は、再任されることを妨げないこととします。
- (5) 審議会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとします。
- (6) 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識および経験を有する者のうちから知事が任命することとします。
- (7) 臨時委員は、当該特別の事項の調査が終了したときは、解任されるものとします。
- (8) 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととします。その職を退いた後も、同様とすることとします。
- (9) 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとします。
- (10) (1)から(9)までのほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

23 推進体制の整備（第23条関係）

県は、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとします。

24 財政上の措置（第24条関係）

県は、子ども施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

25 規則への委任（第25条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

26 罰則（第26条関係）

16(8)に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処することとします。

27 その他

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。ただし、11から16までおよび26ならびに(3)の一部は、同年10月1日から施行することとします。
- (2) この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- (4) 関係条例を廃止することとします。
- (5) 関係条例について必要な改正を行うこととします。